

## 〈みずほ〉のガバナンスについて

Q

〈みずほ〉のガバナンスはどうなっているのでしょうか？  
配当を決定する取締役会は、株主に対する責任を果たせる体制なのでしょうか？

A

株主の皆さまの信頼に応え得るガバナンス体制を確保しています。  
配当の決定について、責任を持って決定します。

### ■ 当社のガバナンス体制について

当社は、株主の皆さまの付託にお応えすべく、**コーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分果たし得る体制**を確保しています。

基本的な  
考え方

【実効性】 経営と監督の分離の徹底  
【透明性・公正性】 経営監督における独立性確保

取締役の構成

- 全取締役の過半数を非執行取締役としています。
- 独立性は勿論のこと、豊富な経験や高い識見を有し、株主の皆さまの声を代弁するにふさわしい**社外取締役6名を含む構成**としています。

取締役会議長

- 取締役会議長は、取締役会の監督機能という役割をふまえ、**社外取締役**としています。

指名・報酬  
委員会の構成

- 当社の取締役の選任議案を決定する指名委員会、当社の取締役・執行役の報酬を決定する報酬委員会の委員は、**全員社外取締役で構成**しています。

### ■ 当社のコーポレート・ガバナンス体制（概観）



### 取締役会議長インタビュー

Q

今年度の取締役会の運営について、剰余金の配当等の決定機関への対応も含めてお聞かせ下さい。



profile

大田 弘子 (おおた ひろこ)

2004年 内閣府政策統括官  
2005年 政策研究大学院大学教授  
2006年 経済財政政策担当大臣  
2008年 政策研究大学院大学教授 (現職)  
2014年 当社取締役 (取締役会議長) (現職)

A

今年度スタートした中期経営計画の進捗をしっかりとチェックしています。柱であるカンパニー制については、取締役会のみならず、より自由な意見交換の場も設けて社外取締役とカンパニー長等と議論を重ねています。カンパニー制は順調に進んでおりますが、〈みずほ〉の最重要課題の一つである収益力強化に繋がっているかを、検証していかねばなりません。コスト構造の抜本的改革など、その他の重要課題についても、より一歩進んだ取組みを来年度の業務計画に盛り込むべく、議事を進めています。

また、6月の定時株主総会でご提案のあった剰余金の配当等の決定機関に関する議案の結果について、議長として重く受け止め、速やかに対応いたしました。決定機関を取締役会とすることの是非について、まず社外取締役のみで構成する会議で、次いで取締役会で、何が株主の皆さまの利益になるかとの視点に立って、徹底的に議論を行いました。

### ■ 剰余金の配当等の決定機関に関する取締役会での議論

- |    |         |   |
|----|---------|---|
| 7月 | 社外取締役会議 | 株主総会での議決権行使結果を受け、社外取締役のみで、剰余金の配当等を取締役会で決定することの妥当性等について議論。 |
| 8月 | 取締役会    | 社外取締役会議での議論内容も踏まえつつ、取締役全員で議論。                             |
| 9月 | 取締役会    | 株主の皆さまへのアカウントビリティ向上を図るべく、各種開示物の説明内容の拡充等の努力を継続していく方針を確認。   |